work1　パートタイマーの社会保険の判断基準

※下記の①および②に該当するパートタマーは社保加入となります。

・パートタイマーの社保基準は下記の①及び②であること。

① 労働時間・・・1週の所定労働時間がフルタイムの従業員の4分の3以上

② 労働日数・・・1月の所定労働日数がフルタイムの従業員の4分の3以上

※ ただしシフトで働くパートタイム労働者は1週間の労働時間が定まっていません。
どのように考えればよいのでしょうか。
シフトで働くパートタイマーは1週間の労働時間はどこを基準にすれば良いのでしょうか。
どこで3/4の労働時間を確認すれは良いのでしょうか。

【シフトの働きかたの例】



1週間の平均所定労働時間

・基準を上回る平均の所定労働時間が６カ月以上あること
・直近１２カ月のうち６カ月で基準を上回ると社保加入

work2　週の所定労働時間20時間以上の判断基準

※ シフトで働くパートタイム労働者は1週間の労働時間が定まっていません。
どのように考えればよいのでしょうか。
また、所定労働時間が1か月単位で定められているときはどの様に考えればいいのでしょうか。
（例）1か月の労働時間を85ｈとする

1週間の平均所定労働時間

【シフトの働きかたの例】



令和6年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率：令和6年3月分～　適用　　・厚生年金保険料率：平成29年9月分～　適用
・介護保険料率：令和6年3月分～　適用　　・子ども・子育て拠出金率：令和2年4月分～　適用

（愛知県）　　（単位：円）

標準報酬		報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料（厚生年金基金加入員を除く）	
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
			10.02%		11.62%		18.300%※	
等級	月額		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上　円未満						
1	58,000	～ 63,000	5,811.6	2,905.8	6,739.6	3,369.8		
2	68,000	63,000 ～ 73,000	6,813.6	3,406.8	7,901.6	3,950.8		
3	78,000	73,000 ～ 83,000	7,815.6	3,907.8	9,063.6	4,531.8		
4(1)	88,000	83,000 ～ 93,000	8,817.6	4,408.8	10,225.6	5,112.8	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000 ～ 101,000	9,819.6	4,909.8	11,387.6	5,693.8	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000 ～ 107,000	10,420.8	5,210.4	12,084.8	6,042.4	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000 ～ 114,000	11,022.0	5,511.0	12,782.0	6,391.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000 ～ 122,000	11,823.6	5,911.8	13,711.6	6,855.8	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000 ～ 130,000	12,625.2	6,312.6	14,641.2	7,320.6	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000 ～ 138,000	13,426.8	6,713.4	15,570.8	7,785.4	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000 ～ 146,000	14,228.4	7,114.2	16,500.4	8,250.2	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000 ～ 155,000	15,030.0	7,515.0	17,430.0	8,715.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000 ～ 165,000	16,032.0	8,016.0	18,592.0	9,296.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000 ～ 175,000	17,034.0	8,517.0	19,754.0	9,877.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000 ～ 185,000	18,036.0	9,018.0	20,916.0	10,458.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000 ～ 195,000	19,038.0	9,519.0	22,078.0	11,039.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000 ～ 210,000	20,040.0	10,020.0	23,240.0	11,620.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000 ～ 230,000	22,044.0	11,022.0	25,564.0	12,782.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000 ～ 250,000	24,048.0	12,024.0	27,888.0	13,944.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000 ～ 270,000	26,052.0	13,026.0	30,212.0	15,106.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000 ～ 290,000	28,056.0	14,028.0	32,536.0	16,268.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000 ～ 310,000	30,060.0	15,030.0	34,860.0	17,430.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000 ～ 330,000	32,064.0	16,032.0	37,184.0	18,592.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000 ～ 350,000	34,068.0	17,034.0	39,508.0	19,754.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000 ～ 370,000	36,072.0	18,036.0	41,832.0	20,916.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000 ～ 395,000	38,076.0	19,038.0	44,156.0	22,078.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000 ～ 425,000	41,082.0	20,541.0	47,642.0	23,821.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000 ～ 455,000	44,088.0	22,044.0	51,128.0	25,564.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000 ～ 485,000	47,094.0	23,547.0	54,614.0	27,307.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000 ～ 515,000	50,100.0	25,050.0	58,100.0	29,050.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000 ～ 545,000	53,106.0	26,553.0	61,586.0	30,793.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000 ～ 575,000	56,112.0	28,056.0	65,072.0	32,536.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000 ～ 605,000	59,118.0	29,559.0	68,558.0	34,279.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000 ～ 635,000	62,124.0	31,062.0	72,044.0	36,022.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000 ～ 665,000	65,130.0	32,565.0	75,530.0	37,765.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000 ～ 695,000	68,136.0	34,068.0	79,016.0	39,508.0		
37	710,000	695,000 ～ 730,000	71,142.0	35,571.0	82,502.0	41,251.0		
38	750,000	730,000 ～ 770,000	75,150.0	37,575.0	87,150.0	43,575.0		
39	790,000	770,000 ～ 810,000	79,158.0	39,579.0	91,798.0	45,899.0		
40	830,000	810,000 ～ 855,000	83,166.0	41,583.0	96,446.0	48,223.0		
41	880,000	855,000 ～ 905,000	88,176.0	44,088.0	102,256.0	51,128.0		
42	930,000	905,000 ～ 955,000	93,186.0	46,593.0	108,066.0	54,033.0		
43	980,000	955,000 ～ 1,005,000	98,196.0	49,098.0	113,876.0	56,938.0		
44	1,030,000	1,005,000 ～ 1,055,000	103,206.0	51,603.0	119,686.0	59,843.0		
45	1,090,000	1,055,000 ～ 1,115,000	109,218.0	54,609.0	126,658.0	63,329.0		
46	1,150,000	1,115,000 ～ 1,175,000	115,230.0	57,615.0	133,630.0	66,815.0		
47	1,210,000	1,175,000 ～ 1,235,000	121,242.0	60,621.0	140,602.0	70,301.0		
48	1,270,000	1,235,000 ～ 1,295,000	127,254.0	63,627.0	147,574.0	73,787.0		
49	1,330,000	1,295,000 ～ 1,355,000	133,266.0	66,633.0	154,546.0	77,273.0		
50	1,390,000	1,355,000 ～	139,278.0	69,639.0	161,518.0	80,759.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率（10.02%）に介護保険料率（1.60%）が加わります。
◆等級欄の（　）内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
◆令和6年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

○被保険者負担分（表の折半額の欄）に円未満の端数がある場合
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
（注）①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与にかかる保険料額
賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円（毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。）となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金
事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。（被保険者の負担はありません。）
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率（0.36%）を乗じて得た額の総額となります。